

道路雪氷対策業務仕様書（凍結防止剤機械散布）

（一般事項）

第1条 乙は、甲が発行する道路雪氷対策業務指示票（凍結防止剤機械散布）（様式1-1）により業務の種類、箇所、数量、巡回経路等の指示を受けて業務を遂行するものとする。

第2条 作業にあたり、1作業班は基本的に、散布装置付ダンプトラック1台（運転手及び作業員）及び誘導車（運転手及び散布指示作業員）で編成するものとする。

第3条 業務の遂行は、指示を受けた場合、昼間、夜間、深夜、又は早朝の別にかかわらず、直ちに作業員を招集の後、作業を開始し、業務の早期完了に努めねばならない。

第4条 作業は原則として、交通開放によるものとし、作業中各々所定の工事中標識、防護柵、回転灯、赤色灯等の保安対策を実施し、作業及び通行の安全を図るとともに、円滑な交通の確保に努めるものとする。また、道路雪氷対策業務に係る作業員への安全教育を実施し、記録を残しておくこと。

第5条 指示された業務が完了したときは直ちに道路雪氷対策業務完了届（凍結防止剤機械散布）（様式1-2）及び道路雪氷対策業務報告書（凍結防止剤機械散布）（様式1-3）を提出する。

第6条 業務遂行には、常に交通保安設備を携行し回送及び巡回中に指示以外の箇所に路面凍結によるスリップ又は積雪等交通障害発生のおそれがある箇所を発見したときは、甲に連絡をし、指示を受ける等臨機の措置をとるものとする。

（準備及び片付け）

第7条 業務遂行に必要な車両及び資材、工具、交通保安設備の積卸し、その他一連の作業を含む出発前の準備又は後片づけを行うものとする。

（凍結防止剤等材料の散布）

第8条 路面上の寒冷により路面凍結が予想される箇所及び路面凍結箇所又は積雪箇所へ凍結防止、スリップ防止、融氷、あるいは融雪のため、薬剤（塩化カルシウム、塩化ナトリウム等）又は砂を散布するものとする。なお、凍結防止剤等の散布が必要な場所は概ね次のとおりであるので、特に注意して業務を遂行するものとする。

（1）路面凍結が予想される箇所

路面上の積雪箇所、除雪後で路面に表面水があるか又は濡れている箇所、路面溢水箇所、浸透水のある箇所、日陰の場所、橋梁路面等

（2）路面凍結箇所（道路表面水の凍結又は凍雪）

（3）路面上の積雪箇所（降雪又は除雪後の残雪）

第9条 散布に先立ち、小規模又は軽易な除雪、水切り等の作業をすることにより凍結防止剤等材料の散布効果を高めることができる場合には状況によりこれを行うものとする。

第10条 凍結防止剤等材料の散布は原則として、散布装置付ダンプトラックによる散布とし、散布むらのないよう均一に、かつ効果的に行うものとする。なお、原則として2車線道路は、片側ずつ往復で散布するものとする。凍結防止剤の散布量は、 $20\text{ g/m}^2\sim 40\text{ g/m}^2$ を標準とする。

（巡視・誘導）

第11条 甲の指示した経路に従い、散布車に先導して巡視・誘導、その他施行管理を行うものとする。

第12条 第6条の定めるところにより、回送・巡回中は異常箇所の発見に努めるものとする。

第13条 業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議し、その指示を受けること。

以上

道路雪氷対策業務仕様書（凍結防止剤人力散布）

（一般事項）

第1条 乙は、甲が発行する道路雪氷対策業務指示票（凍結防止剤人力散布）（様式2-1）（以下「指示票」という。）により業務の種類、箇所、数量、巡回・回送経路等の指示を受けて業務を遂行するものとする。

第2条 作業にあたり、1作業班はダンプトラック1台、ライトバン1台、運転手2人および普通作業員2人をもって標準の編成とするが、緊急の作業指示等により人員、車両等が即座に調達できない場合はこの限りではない。ただし、1作業班は最低2人以上の構成とすること。

第3条 業務の遂行は、指示を受けた場合、昼間、夜間、深夜、又は早朝の別にかかわらず、直ちに作業員を招集の後、作業を開始し、業務の早期完了に努めねばならない。

第4条 作業は原則として、交通開放によるものとし、標識、回転灯、非常点滅表示灯等の保安対策を実施し、作業及び通行の安全を図るとともに、円滑な交通の確保に努めるものとする。また、道路雪氷対策業務に係る作業員への安全教育を実施し、記録を残しておくこと。

第5条 指示された業務が完了したときは直ちに道路雪氷対策業務完了届（凍結防止剤人力散布）（様式2-2）（以下「完了届」という。）及び道路雪氷対策業務報告書（凍結防止剤人力散布）（様式2-3）を提出する。

第6条 業務遂行には、常に交通安全設備を携行し回送および巡回中に指示以外の箇所に路面凍結によるスリップ又は積雪等交通障害発生のおそれがある箇所を発見したときは、甲に連絡をし、指示を受ける等臨機の措置をとるものとする。

（準備及び後片付け）

第7条 業務遂行に必要な車両及び資材、工具、交通安全設備の積卸し、その他一連の作業を含む出発前の準備又は後片づけを行うものとする。

（凍結防止剤等材料の散布）

第8条 路面上の寒冷により路面凍結が予想される箇所及び路面凍結箇所又は積雪箇所へ凍結防止、スリップ防止、融氷、あるいは融雪のため、薬剤（塩化カルシウム、塩化ナトリウム等）又は砂を散布するものとする。なお、凍結防止剤等の散布が必要な場所は概ね次のとおりであるので、特に注意して業務を遂行するものとする。

（1）路面凍結が予想される箇所

路面上の積雪箇所、除雪後で路面に表面水があるか又は濡れている箇所、路面溢水箇所、浸透水のある箇所、日陰の場所、橋梁路面等

（2）路面凍結箇所（道路表面水の凍結又は凍雪）

（3）路面上の積雪箇所（降雪又は除雪後の残雪）

第9条 散布に先立ち、小規模又は軽易な除雪、水切り等の作業をすることにより凍結防止剤等材料の散布効果を高めることができる場合には状況によりこれを行うものとする。

第10条 凍結防止剤等材料の散布は原則としてスコップによる手まきとし、散布むらのないようなるべく均一に、かつ、効果的に行うものとする。凍結防止剤の散布量は、 $20\text{ g/m}^2\sim 40\text{ g/m}^2$ を標準とする。

（回送等）

第11条 甲の指示した経路に従い、作業現場まで回送を行うものとする。

第12条 第6条の定めるところにより回送・巡回中は道路異常箇所の発見に努めるものとする。

第13条 業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議し、その指示を受けること。

以上

道路雪氷対策業務仕様書（除雪機械借上）

（一般事項）

第1条 乙は、甲が発行する道路雪氷対策業務指示票（除雪機械借上）（様式3-1）により除雪機械の借り上げ要請があった場合は、除雪機械を借り上げ、運転手及び助手により指示内容のとおり作業を実施するものとする。

第2条 作業にあたり、1作業班は基本的に、除雪機械1台、運転手及び助手で編成するものとする。

第3条 業務の遂行は、指示を受けた場合、昼間、夜間、深夜、又は早朝の別にかかわらず、直ちに作業員を招集の後、作業を開始し、業務の早期完了に努めねばならない。

第4条 除雪作業は原則として、交通開放によるものとし、作業及び通行の安全を図るとともに、円滑な交通の確保に努めるものとする。また、道路雪氷対策業務に係る作業員への安全教育を実施し、記録を残しておくこと。

2 除雪作業において、通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に甲に協議すること。

第5条 指示された業務が完了したときは、直ちに道路雪氷対策業務完了届（除雪機械借上）（様式3-2）及び道路雪氷対策業務報告書（除雪機械借上）（様式3-3）を提出する。

第6条 業務遂行中は常に通行の安全を確保し、回送及び巡回中に指示以外の箇所に路面凍結によるスリップ又は積雪等交通障害発生のおそれがある箇所を発見したときは、甲に連絡をし、指示を受ける等臨機の措置をとるものとする。

第7条 第6条の定めるところにより、回送・巡回中は異常箇所の発見に努めるものとする。

第8条 業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議し、その指示を受けること。

以上